

## 第 1 回検討会議での主な意見

### 【生産振興】

- ・ 若い生産者に農業を教えられる人が少ない。また、グループを組めば新たなことにも取り組みやすいが、そのようなことを指導する人も少ない。結果、続けられずに辞めていく人がいる。

### 【担い手の確保・育成】

- ・ 市街化区域の方が、後継者が育っていると感じられる。 これを受けとめられる制度が必要。
- ・ 現行の認定農業者制度は所得目標などのハードルが高く、市街化区域の農家が認定を受けることは難しい。大阪府が実施している準認定農業者制度のような、都市農業版の認定農業者制度が必要。 小規模な農家や経験の浅い農家のやる気を引き出す仕組みが必要。
- ・ 阪神間では、認定農業者は少ない。認定農業者となれば、意欲も高まるので、特に若い人など積極的に認定して欲しい。
- ・ 都市農業者が誇りをもって従事していけることが大切であり、それを支える制度が必要。
- ・ かつては、農家がしていたことを今は非農家も含めやっている。若い人や学生など、誰がその土地の農地を守っていくのかといった視点が必要。教育や食の安定供給など、非常に公益的な機能を持っている農地は、農家だけでなく、皆で守り育てるという価値観を作っていくための施策が必要。
- ・ 近年、農村への関心が高まりUターン等による新規就農が増えているが、こうした人達をもっと都市近郊で受け入れられるのではないか。田舎の山奥、中山間よりも身近な都市近郊での就農を後押しする制度があれば、農業をやりたい人との距離が縮まるのではないか。

### 【地域住民との共生】

- ・ 農業をしていれば、近隣住民から苦情も出るが、話し合いにより理解は得られる。 相互理解が大切。そのためにも、双方の間に入る調整役が必要。
- ・ 体験や交流を通して、農業への本当の理解が生まれる。
- ・ 地域内や地域間の交流を通して、子どもをはじめ、地域住民が土作りや水の大切さなど、農産物が育まれる環境や背景について、知る・学ぶことが重要。生産者も積極的に伝える努力が必要。それが、消費者としての安心にも繋がる。

### 【多様な機能の発揮】

- ・ 所帯が増えているニュータウンでは、災害時の避難場所として、公園だけでは十分でなく、周辺農地の活用が有効である。
- ・ イギリスでは、シティファームやコミュニティガーデンなど、町の中の空いている農地に果樹を植えたり、家畜を飼ったりして、それが地域の人が集まる公共ス

ペースとなっている。遊具など子どもの遊ぶ場やカフェなどもあり、皆が集まる公共スペースとして、皆で守り管理していく仕組みがある。

### 【税制・生産緑地制度】

- 複数の生産者の農地を生産緑地として指定している場合、一部の生産者が相続に伴い農地を売却した結果、残された農地が 500 m<sup>2</sup>を下回ると指定が解除される。意欲ある農家が営農を継続するのであれば、引き続き認められるようにすべき。
- 農地の保有に関しては、固定資産税よりも相続税の問題が大きい。伊丹市では不動産経営をしながら農業をしている農家が多く、高額な相続税負担により農地を手放す例が多い。
- 三大都市圏以外でも、固定資産税は大きな負担となっており、生産緑地地区制度の導入を推進すべき。

### 【その他】

- 市街化区域内でも、縁辺部と中央部など立地条件により状況は大きく異なる。計画策定にあたっては、立地条件ごとにどのようにしていくのかを検討する必要がある。
- 土地利用型か施設園芸か、さらには、直売所や農家レストランなど、生産や販売を含め、背景や条件により都市農業のあり方は様々に考えられる。
- 市街化区域内の農地が、制度的に位置付けられていないことが問題となっている。例えばドイツなどでは、市民農園やクラインガルテンが、土地利用の用途の一つに明確に位置付けられている。
- 土地利用の制度は、容易には変えられないが、継続して国に求めていく、声を上げていくことが必要。